

告示

埼玉県告示第三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和四年一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	埼玉県蓮田市大字黒浜四千百四十七番地	令和六年十一月三十一日